

## J A大井川 太陽光発電設備設置資金『そうら』

(静岡県農業信用基金協会・(社)静岡県農協保証センター保証)

(平成30年7月2日現在)

商品名	J A大井川 太陽光発電設備設置資金『そうら』							
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区内に住所を有する正組合員（同居の准組合員を含む）および准組合員の方</li> <li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方</li> <li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方</li> </ul>							
資金使途	太陽光発電設備設置に係る費用にご利用いただけます。ただし、自己所有または同居家族所有の不動産を有効利用するものに限りします。							
借入金額	個人は、1,000万円以内　法人は、2,000万円以内とします。また、総事業費の範囲内（万円単位）とします。							
借入期間	10年以内（据置期間は、発電収入が入るまでの期間を最長として、6ヵ月以内とします。）							
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【変動金利型】お借入後の利率は、基準日（4月1日、10月1日）の基準金利（短期プライムレートに連動して決定される当 J A の金利）により年2回見直しを行います。</li> <li>○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせ下さい。</li> </ul>							
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○元利均等月賦返済　※元利均等返済とは、毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる返済方法です。</li> <li>○元金均等月賦返済</li> </ul>							
保証人／担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○静岡県農業信用基金協会または(社)静岡県農協保証センターの保証をご利用いただきます。</li> <li>○500万円を超える貸出については、担保が必要です。</li> <li>○借入者が完済時75才を超える場合は、後継者等を連帯保証人にいただきます。</li> <li>○借入者が法人の場合は、代表者を連帯保証人にいただきます。</li> </ul>							
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。</li> <li>【お借入金額100万円で元利均等月賦返済の一括保証料（例）】</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">お借入期間</td> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">10年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証料率0.685%</td> <td style="text-align: center;">17,501円</td> <td style="text-align: center;">34,953円</td> </tr> </table>		お借入期間	5年	10年	保証料率0.685%	17,501円	34,953円
お借入期間	5年	10年						
保証料率0.685%	17,501円	34,953円						
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ご返済期間終了までの間において、全額又は一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税込）が必要です。</li> <li style="padding-left: 20px;">繰上返済金額　300万円以上…10,800円　300万円未満…5,400円</li> <li>○ご返済期間終了までの間に、ご返済条件を変更される場合は10,800円の条件変更手数料（消費税込）が必要です。</li> </ul>							
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店（所）または本店金融部融資課（電話：054-646-5143）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記、本店金融部融資課または、J A バンク相談所にお申し出ください。</li> </ul>							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせ下さい。</li> <li>○お申し込みの際には、当 J A 及び当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</li> </ul>							

※商品内容については詳しくは J A 窓口までお問い合わせ下さい。